

湯河原町公営企業事務分掌に関する規程の一部を改正する規程新旧対照条文

現 行	改 正 後	備 考														
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、湯河原町公営企業の設置等に関する条例(昭和43年湯河原町条例第5号)第5条第2項に規定する<u>水道課、温泉課及び下水道課</u>の組織、事務分掌その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(係の設置)</p> <p>第2条 前条に規定する課に次の係を置く。</p> <table border="1" data-bbox="193 875 663 1171"> <thead> <tr> <th>課名</th> <th>係名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>水道課</u></td> <td>管理係、<u>施設係</u></td> </tr> <tr> <td>温泉課</td> <td>管理係、施設係</td> </tr> <tr> <td><u>下水道課</u></td> <td>管理係、<u>施設係</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(事務分掌)</p> <p>第3条 前条に規定する課及び係の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p><u>水道課</u></p> <p>管理係</p> <p>(1) (略)</p> <p>┆</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>水道事業</u>に係る公営企業管理規程の制定改廃に関すること。</p> <p>(6) (略)</p> <p>┆</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) <u>水道料金</u>その他収納金の調定、徴収及び滞納整理に関すること。</p> <p>(13) (略)</p>	課名	係名	<u>水道課</u>	管理係、 <u>施設係</u>	温泉課	管理係、施設係	<u>下水道課</u>	管理係、 <u>施設係</u>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、湯河原町公営企業の設置等に関する条例(昭和43年湯河原町条例第5号)第5条第2項に規定する<u>上下水道課及び温泉課</u>の組織、事務分掌その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(係の設置)</p> <p>第2条 前条に規定する課に次の係を置く。</p> <table border="1" data-bbox="756 875 1227 1122"> <thead> <tr> <th>課名</th> <th>係名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>上下水道課</u></td> <td>管理係、<u>上水道施設係</u>、<u>下水道施設係</u></td> </tr> <tr> <td>温泉課</td> <td>管理係、施設係</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事務分掌)</p> <p>第3条 前条に規定する課及び係の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p><u>上下水道課</u></p> <p>管理係</p> <p>(1) (略)</p> <p>┆</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>水道事業及び下水道事業</u>に係る公営企業管理規程の制定改廃に関すること。</p> <p>(6) (略)</p> <p>┆</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) <u>水道料金、下水道使用料</u>その他収納金の調定、徴収及び滞納整理に関すること。</p> <p>(13) (略)</p>	課名	係名	<u>上下水道課</u>	管理係、 <u>上水道施設係</u> 、 <u>下水道施設係</u>	温泉課	管理係、施設係	
課名	係名															
<u>水道課</u>	管理係、 <u>施設係</u>															
温泉課	管理係、施設係															
<u>下水道課</u>	管理係、 <u>施設係</u>															
課名	係名															
<u>上下水道課</u>	管理係、 <u>上水道施設係</u> 、 <u>下水道施設係</u>															
温泉課	管理係、施設係															

現 行	改 正 後	備 考
<p>(14) <u>水道料金等の減免</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(15) (略)</p> <p> </p> <p>(19) (略)</p> <p>(20) (略)</p>	<p>(14) <u>水道料金、下水道使用料等の減免</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(15) (略)</p> <p> </p> <p>(19) (略)</p> <p>(20) <u>下水道の供用開始</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(21) <u>下水道事業の啓発並びに排水設備の普及及び促進</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(22) <u>下水道排水設備の設置申請の許可及び指導</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(23) <u>下水道の使用開始、中止、廃止等</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(24) <u>広域公共下水道</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(25) (略)</p>	
<p><u>施設係</u></p> <p>(1) (略)</p> <p> </p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>資材及び物品の出納並びに保管</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(5) <u>工事等の契約</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(6) <u>事業施設の維持管理</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) <u>水質検査</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(9) <u>土地の占用及び掘削の申請</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(10) <u>工事の設計及び施工管理</u>に関する<u>こと</u>。</p>	<p><u>上水道施設係</u></p> <p>(1) (略)</p> <p> </p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>水道事業に係る資材及び物品の出納並びに保管</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(5) <u>水道事業に係る工事等の契約</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(6) <u>水道事業施設の維持管理</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) <u>水道事業に係る水質検査</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(9) <u>水道事業に係る土地の占用及び掘削の申請</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(10) <u>水道事業に係る工事の設計及び施工管理</u>に関する<u>こと</u>。</p>	

現 行	改 正 後	備 考
<p>温泉課 管理係 (1) (略) (15) (略) 施設係 (1) (略)</p>	<p>下水道施設係 (1) 下水道事業計画に関する こと。 (2) 下水道管路施設の整備及 び維持管理に関すること。 (3) 下水道事業に係る資材及 び物品の検収、出納及び保 管に関すること。 (4) 下水道事業に係る土地の 占用及び掘削の申請に関す ること。 (5) 指定下水道工事店及び責 任技術者に関すること。 (6) 下水道台帳の管理に関す ること。 (7) 浄水センターの整備及び 維持管理に関すること。 (8) 下水道事業に係る水質、 臭気その他の環境保全に関 すること。 (9) 事業所等の排水規制及び 指導に関すること。 (10) 下水道事業に係る薬品 等の管理保管に関するこ と。 (11) 浄水センター運営調整 委員会に関すること。 (12) 下水道の災害復旧に関 すること。 (13) 土木工事、建築工事等の 検査調整に関すること。</p> <p>温泉課 管理係 (1) (略) (15) (略) 施設係 (1) (略)</p>	

現 行	改 正 後	備 考
<p> (11) (略)</p> <p>下水道課 管理係</p> <p>(1) <u>経営の総合的計画及び財政計画に関すること。</u></p> <p>(2) <u>文書の收受、発送及び保存に関すること。</u></p> <p>(3) <u>予算、決算及び会計事務に関すること。</u></p> <p>(4) <u>下水道事業に係る公営企業会計規定の制定改廃に関すること。</u></p> <p>(5) <u>資産の取得、管理及び処分に関すること。</u></p> <p>(6) <u>業務等の契約に関すること。</u></p> <p>(7) <u>職員の人事、給与、服務及び研修に関すること。</u></p> <p>(8) <u>業務の経理、統計等の報告書に関すること。</u></p> <p>(9) <u>関係官公署、団体等との連絡に関すること。</u></p> <p>(10) <u>下水道使用料その他収納金の調定、徴収及び滞納整理に関すること。</u></p> <p>(11) <u>下水道使用料の減免に関すること。</u></p> <p>(12) <u>特定滞納者に関すること。</u></p> <p>(13) <u>下水道の供用開始に関すること。</u></p> <p>(14) <u>下水道事業の啓発並びに排水設備の普及及び促進に関すること。</u></p> <p>(15) <u>下水道排水設備の設置申請の許可及び指導に関すること。</u></p>	<p> (11) (略)</p>	<p>削る</p>

現 行	改 正 後	備 考
<p>(16) <u>下水道の使用開始、中止、廃止等に関すること。</u></p> <p>(17) <u>広域公共下水道に関すること。</u></p> <p>(18) <u>課内の庶務に関すること。</u></p> <p><u>施設係</u></p> <p>(1) <u>事業計画に関すること。</u></p> <p>(2) <u>下水道管路施設の整備及び維持管理に関すること。</u></p> <p>(3) <u>資材及び物品の検収、出納及び保管に関すること。</u></p> <p>(4) <u>土地の占用及び掘削の申請に関すること。</u></p> <p>(5) <u>指定下水道工事店及び責任技術者に関すること。</u></p> <p>(6) <u>下水道台帳の管理に関すること。</u></p> <p>(7) <u>浄水センターの整備及び維持管理に関すること。</u></p> <p>(8) <u>水質、臭気その他の環境保全に関すること。</u></p> <p>(9) <u>事業所等の排水規制及び指導に関すること。</u></p> <p>(10) <u>薬品等の管理保管に関すること。</u></p> <p>(11) <u>浄水センター運営調整委員会に関すること。</u></p> <p>(12) <u>下水道の災害復旧に関すること。</u></p> <p>(13) <u>土木工事、建築工事等の検査調整に関すること。</u></p> <p>(代理及び代行)</p> <p>第11条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号) 第13条第1項の規定により管理者の職務を行う職員は、<u>水道課長、温泉課長及び下水道課長</u>の順序とする。</p>	<p>(代理及び代行)</p> <p>第11条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号) 第13条第1項の規定により管理者の職務を行う職員は、<u>上下水道課長、温泉課長</u>の順序とする。</p>	

現 行	改 正 後	備 考
2 (略)	2 (略) 附 則 この規程は、令和8年4月1日から施行する。	

【参考資料】